

○ ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

平成 28 年 11 月 1 日

告示第 193 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日告示第 49 号

令和 3 年 10 月 19 日告示第 189 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの収集作業の安全性の確保及びその効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するため、ごみ集積所の設置及び管理について、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第 1 条の 3 に規定する実施計画で、条例第 7 条の規定により本市が毎年度告示を行っているもの
- (2) ごみ集積所 家庭系ごみ（一般廃棄物処理実施計画に基づき家庭から排出される一般廃棄物をいう。）を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (3) 可燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (4) 資源物・不燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される資源物、可燃粗大ごみ、家電品、水銀含有廃棄物、発火器具・ライター類及び不燃ごみを一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (5) 管理団体等 可燃ごみ集積所の用に供する土地の所有者又は可燃ごみ集積所を利用する団体その他可燃ごみ集積所の管理を行う者
- (6) 登録団体等 資源物・不燃ごみ集積所の所在する区域の町内会、自治会その他これに類する組織

(ごみ集積所の設置の届出)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、事前に市長との協議を行った上で当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を行い、可燃ごみ集積所設置等届出書（様式第 1 号）又は資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書（様式第 2 号）により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所の場所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による届出は、原則として、可燃ごみ集積所については管理団体等が、資源物・不燃ごみ集積所については登録団体等が行うものとする。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所は、可燃ごみ集積所にあつてはおおむね 20 世帯以上、資源物・不燃ごみ集積所にあつてはおおむね 100 世帯以上の利用世帯につき 1 か所設置できるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 ごみ集積所は、交差点付近を避ける等、周辺の交通並びにごみの排出時及び収集時の安全の確保に十分に配慮した場所に設置するものとする。

(ごみ集積所の場所の変更)

第5条 市長は、安全性等の観点から特に必要と認める場合は、ごみ集積所の管理を行う管理団体等又は登録団体等に対して、当該ごみ集積所の場所の変更を求めることができる。

(ごみの収集)

第6条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第7条 ごみ集積所の管理は、管理団体等又は登録団体等及び当該ごみ集積所の利用者（以下「利用者等」という。）が共同で、自らの責任の下に行うものとする。

（ごみ集積所の利用）

第8条 利用者等は、その利用に当たっては一般廃棄物処理実施計画に従ってごみを分別し、かつ、所定のごみ集積所にあらかじめ指定された日の夜明けから午前8時までの間に指定された方法で排出しなければならない。

2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

（清潔の保持）

第9条 利用者等は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

（市長による指導等）

第10条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等を行うことができる。

2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置及び管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にごみ集積所の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱（平成28年11月1日制定）による廃止前のごみ集積所の設置及び管理に関する要綱の規定により設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

附 則（平成31年4月1日告示第49号）

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和3年10月19日告示第189号）

この要綱は、令和3年10月19日より施行する。

高知市長 様

管理団体等の名称 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（自） _____

（勤） _____

届出者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（自） _____

（勤） _____

可燃ごみ集積所設置等届出書

周辺住民との協議により、可燃ごみ集積所を設置・変更・廃止したいので、ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。なお、当該可燃ごみ集積所の設置・変更後に、近隣に集積を希望する個人及び団体がある場合は、合同で集積することに同意します。

記

利用世帯数	世帯	希望収集開始日	年 月 日から	建造物の有無	有・無
<input type="checkbox"/> 新設場所 <input type="checkbox"/> 変更場所 <input type="checkbox"/> 廃止場所	高知市				
届出理由					

※ 受付調査内容		担当者	受付印
※ 調査結果		担当係	

可燃ごみ集積所の位置図

集積所 ○印等で記載してください。

方 位 上部を北にしてください。

- (注) 1 この届出書は、事前に市長との協議を経て提出してください（「ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」を確認してください。）。
- 2 届出内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市長にご連絡ください。
- 3 可燃ごみ集積所が市長とあらかじめ協議した場所と異なる場合は、収集できない場合がありますので、変更がある場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。
- 4 「高知市の家庭ごみの出し方」に沿った分別排出をしてください。分別状態が著しく悪化した場合は、分別指導を行い、改善されない場合は収集をお断りする場合がありますので、ご注意ください。

可燃ごみ集積所の利用の範囲

区 域 赤線等で記入してください。
集積所 ○印等で記載してください。
方 位 上部を北にしてください。

No. _____

届出日 年 月 日

高知市長 様

管理団体等の名称

代表者 住 所

氏 名

電話番号 (自)

(勤)

届出者 住 所

氏 名

電話番号 (自)

(勤)

資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書

周辺住民との協議により、資源物・不燃ごみ集積所を設置・変更・廃止したいので、ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。なお、当該資源物・不燃ごみ集積所の設置・変更後に、近隣に集積を希望する個人及び団体がある場合は、合同で集積することに同意します。

記

利用世帯数	世帯	希望収集開始日	年 月 日から	建造物の有無	有・無
<input type="checkbox"/> 新設場所 <input type="checkbox"/> 変更場所 <input type="checkbox"/> 廃止場所	高知市				
届出理由					

※ 受付調査内容	担当者	受付印
※ 調査結果	担当係	

資源物・不燃ごみ集積所の位置図

集積所 ○印等で記載してください。
方 位 上部を北にしてください。

- (注) 1 この届出書は、事前に市長との協議を経て提出してください（「ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」を確認してください。）。
- 2 届出内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市長にご連絡ください。
- 3 資源物・不燃ごみ集積所が市長とあらかじめ協議した場所と異なる場合は、収集できない場合がありますので、変更がある場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。
- 4 「高知市の家庭ごみの出し方」に沿った分別排出をしてください。分別状態が著しく悪化した場合は、分別指導を行い、改善されない場合は収集をお断りする場合がありますので、ご注意ください。

資源物・不燃ごみ集積所の利用の範囲

区 域 赤線等で記入してください。
集積所 ○印等で記載してください。
方 位 上部を北にしてください。